

令和4年1月11日

受験生および関係各位

杉並学院高等学校
学校長 工藤敏夫

新型コロナウイルス感染症に関わる「入試における特例措置」について

新型コロナウイルス感染症に関連して、令和4年1月22日に実施される本校の推薦入試、令和4年2月10日ならびに令和4年2月11日に実施される本校の一般入試を欠席せざるを得なかった受験生を対象に、以下の要領で「特例措置」として追試験を実施いたします。

記

1 特例措置の内容

- (1) 推薦入試追試験 令和4年2月5日(土)
- (2) 一般入試追試験 令和4年2月25日(金)

：試験内容は本試験と同じ科目の同等のレベルのものとします。

2 特例措置を受けられる事例

- (1) 受験生本人が、新型コロナウイルス感染症に罹患したことを証明する書類(医師の診断書等)を、本校に提出することが出来る場合
- (2) 受験生本人が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として保健所から隔離を指示された事実を確認するための情報(保健所の名称、連絡先等)を、本校に連絡することが出来、かつ本校が特例措置の試験実施日前日までに当該保健所に事実照会することが出来た場合
- (3) 本校での検温の結果として高熱が確認され、特例措置による追試験での受験を本校より指示された場合

3 インフルエンザ感染症、その他の学校感染症についても上記と同様の扱いとします。

以上